

# 地域脱炭素化促進事業における促進区域設定に係る パブリック・コメント募集要項

## 1 募集期間

令和7（2025）年12月4日（木）から12月24日（水）まで

## 2 結果公表の予定時期

令和8（2026）年1月中旬

## 3 脱炭素化促進事業における促進区域設定の背景

本市の総合的な市政運営の指針である「まちづくり構想 福知山」を環境面から総合的かつ計画的に推進する分野別計画として、令和5年3月に「福知山市エネルギー・環境基本計画」を策定しました。この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条に基づく「福知山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」としても位置付けており、市域から排出される温室効果ガスを削減・抑制し、地球温暖化防止の責務を果たすため、積極的に温暖化対策に取り組むこととしています。

本計画において、脱炭素の推進とエネルギービジョンにおける取組の中でパートナーシップによる横断的取組のひとつとして、促進区域の設定をすることにしており、促進区域設定に向けて、本市の地域性を考慮した検討を進めてきました。

## 4 促進区域設定の概要

「促進区域」とは、地域脱炭素化促進事業を実施するエリアであり、地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネを推進することを目指します。

本市においては、「福知山市エネルギー・環境基本計画」にて目標達成のための排出量の削減推計（脱炭素シナリオ）があり、脱炭素シナリオ達成のために必要な再生可能エネルギー導入目標を定めています。導入目標を達成するためには、地域共生型で地域に貢献する再生可能エネルギーの発電設備の導入が必要となります。

地域共生型の再生可能エネルギーを推進するためにまずはモデルとなるエリアを促進区域として設定します。

## 5 閲覧資料

（1）地域脱炭素化促進事業における促進区域設定について（案）

## 6 参考資料

（1）促進区域設定に関する環境配慮基準

（裏面に続きます）

## 7 閲覧方法

福知山市ホームページ、福知山市役所エネルギー・環境戦略課窓口・福知山市役所庁舎1階情報公開コーナー・各支所窓口にて閲覧できます。

## 8 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所または事業所に勤務する方
- (4) 市内に存する学校に在学する方
- (5) パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

## 9 意見提出方法

御意見及び必要事項（氏名または名称（事業者名・団体名）、住所または所在地、連絡先）を記入して、件名を「地域脱炭素化促進事業における促進区域設定」として、電子メール・ファックス・郵送または福知山市役所4階エネルギー・環境戦略課へ直接持参してください。電子申請システムからの提出も可能です。

なお、必要事項の記入がないものについては受付できません。

- ※ 提出先のメールアドレス、ファックス番号等は募集要項別紙（提出先詳細）を御参照ください。
- ※ 書式は自由です。
- ※ 電子申請システムからの提出の場合は、以下の URL もしくは QR コードから回答ください。

URL:<https://logoform.jp/form/HsVz/1286408>

